

事務連絡  
令和5年5月1日

各地方運輸局自動車交通部貨物課長

各地方運輸局自動車交通部首席自動車監査官

関東・近畿運輸局自動車監査指導部首席自動車監査官

各地方運輸局自動車技術安全部管理課長（管理業務調整官）

各地方運輸局自動車技術安全部保安・環境課長（保安・環境調整官）

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長

沖縄総合事務局運輸部監査指導課長

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長

} 殿

自動車局安全政策課  
自動車局自動車情報課  
自動車局貨物課  
自動車局整備課

「建設工事現場等に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」  
の事務取扱について

建設工事現場等に超大型貨物を輸送する際に、当該貨物の輸送に使用する車両を臨時に他の地域に移動して事業活動を行おうとする場合の特例については、「建設工事現場等に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」(令和4年1月26日付け国自安第147号、国自情第277号、国自貨第102号、国自整第247号)において示され、令和5年5月1日付け国自安第11号、国自情第27号、国自貨第15号、国自整第15号により、取扱いを一部変更する旨通達したところであるが、その事務取扱を下記のとおり定めたので、了知されたい。

なお、本事務取扱の発出に伴い令和4年1月26日付け事務連絡「「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」の事務取扱について」は廃止する。

記

1. 届出について

- (1) 臨時の活動拠点を設置する場合、届出事項を変更する場合又は臨時の活動拠点を廃止する場合の届出は、別添様式1により行うよう指導すること。
- (2) 臨時の活動拠点を設置する場合又は届出事項を変更する場合の届出書には、次に

掲げる書類を添付するよう指導すること。なお、届出事項を変更する場合において、以下に掲げる書類の記載内容に変更がない場合にあっては、添付を要しない。

- ① 臨時の活動拠点、休憩・睡眠施設及び車両置場の図面又は写真
  - ② 臨時の活動拠点、休憩・睡眠施設及び車両置場に係る宣誓書（別添様式2）
  - ③ 建設工事等の概要が分かる書類
  - ④ 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定される特殊車両通行許可等の道路管理者による許可を受けていることを証する書類
- (3) 届出書は、臨時の活動拠点の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は陸運事務所（以下「受付支局等」という。）の長に提出させること。また、届出部数は、受付支局等保存用、事業者控用の2部に当該事案に關係する配車元営業所を管轄する運輸監理部、運輸支局又は陸運事務所（以下「配車元支局等」という。）の数を加えた部数を提出させること。
- (4) 事業者の事業計画に定めのある既存の他の営業所に車両を移動して事業活動を行おうとする場合の届出については、当該営業所を臨時の活動拠点と捉え、(1)～(3)に準じて指導すること。

## 2. 事案の処理について

- (1) 受付支局等は、届出書及び添付資料を確認の上、届出書に受理印を押印して、届出者の控として1部を返付するとともに、配車元支局等に当該届出書等を送付すること。なお、配車元支局等への届出書等の送付に当たっては、電子データによる送付を可能とする。
- (2) 受付支局等は、届出者に対し、当該届出書の写しを配車車両（被けん引車を除く。）に備え置き、特例届出自動車登録番号欄を外側から見える位置に掲示するよう指導すること（廃止する場合を除く。）。
- (3) 臨時の活動拠点において運行管理者を選任するときは、受付支局等に運行管理者選任届出書を、当該運行管理者が他の営業所で選任されている場合は臨時の活動拠点において選任する前に当該営業所を管轄する運輸監理部、運輸支局又は陸運事務所（以下「運輸支局等」という。）に運行管理者解任届出書を、それぞれ提出するよう指導すること。
- (4) 臨時の活動拠点において運行管理者を解任するときは、受付支局等に運行管理者解任届出書を提出するよう指導すること。
- (5) 臨時の活動拠点において整備管理者を選任するときは、受付支局等に整備管理者選任届出書を、当該整備管理者が他の営業所で選任されている場合は臨時の活動拠点において選任する前に当該営業所を管轄する運輸支局等に整備管理者解任届出書を、それぞれ提出するよう指導すること。
- (6) 臨時の活動拠点において整備管理者を変更又は解任するときは、受付支局等に整備管理者変更届出書又は整備管理者変更解任書を提出するよう指導すること。
- (7) 配車元営業所においては、臨時の活動拠点に配車された車両数を含め、必要な員数の運行管理者及び整備管理者を確保するよう指導すること。
- (8) 配車車両に係る自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第3条の規定に基づく自動車事故報告書の提出又は第4条の規定に基づく事故概要の速報については、同規則の規定に関わらず、受付支局等を経由して国土交通大臣に提出するよう指導すること。
- (9) 届出書の内容は、臨時の活動拠点を営業所とみなしてシステム台帳（MNET）に専用の台帳を作成した上で、届出情報（位置、移動期間、車両台数、運行管理者及び整備管理者の氏名等）を入力することにより部門間の情報連携を行うこと。